

高規格堤防の事業スキームについて

高規格堤防の事業スキームの見直しについて

経緯

【昭和62年 河川審議会答申】

- 大都市地域の大河川において、超過洪水等に対して破堤による壊滅的な被害を回避するため、当該大河川の特定の一連区間において、幅の広い高規格堤防の整備を進めるべき
- 高規格堤防の整備にあたっては、主要な整備区間が都市の一面を形成しており、多種多様な要請に対応した多機能の都市空間（うるおいと安らぎをもたらす貴重な空間、安全な避難場所としての防災空間の確保）としても期待できることにかんがみ、積極的に土地利用との調整に努めつつ、その整備を強力に推進すべき



高規格堤防整備例
(荒川：小松川地区)

高規格堤防整備事業の創設(S62)

課題

これまで

重点整備区間等において、沿川のまちづくり計画がある箇所について、まちづくり事業者と河川管理者が調整を図り共同事業者として実施

整備済み区間は、事業中を含めて、約50km

- 整備に費用と時間を要す
- 優先順位の明確化

検討項目

○ 高規格堤防の整備区間

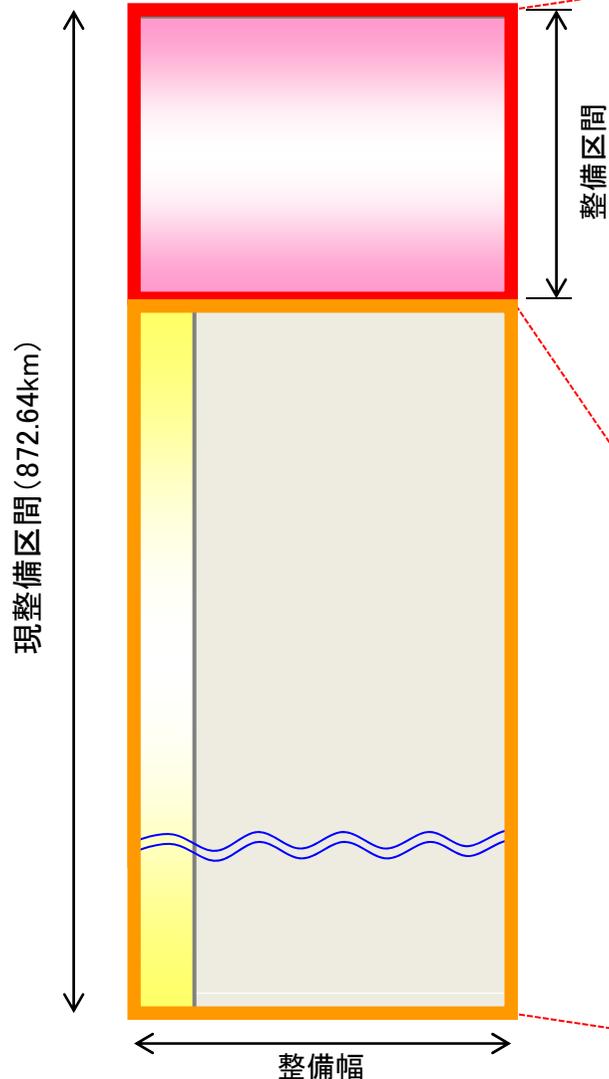
○ 整備手法

○ 整備費用の縮減

事業スキームの見直し

高規格堤防の整備区間の見直しイメージ（案）

概 要



【整備区間】

- 「人命を守る」ということを目標に整備区間を設定

- 堤防が決壊すると甚大な人的被害が発生する可能性があり、密集した市街地を河川が流下する区間のうち、避難だけではそれを回避することが困難と考えられる区間

※ 上記区間において、まちづくりと積極的に連携して、まちづくりにインセンティブを与える手法等(裏法面の活用、二度移転しなくて済む手法等)により、沿川のまちづくりと一体的に整備

【上記以外の区間】

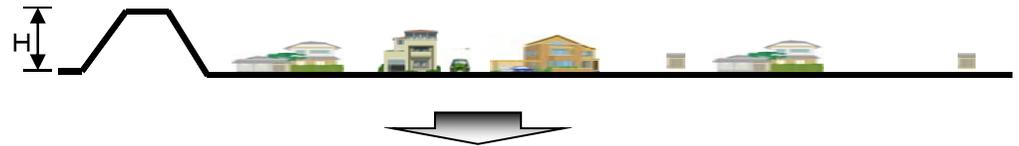
- 一連区間で必要な堤防強化対策(浸透対策、耐震対策等)を実施

整備の考え方(案)

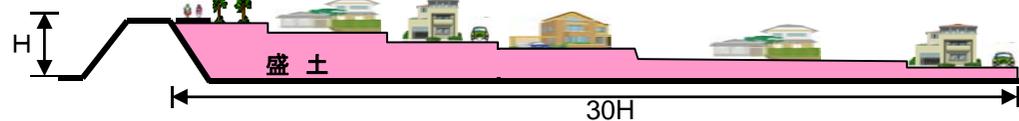
以下のような考え方で高規格堤防を整備

- まちづくりと積極的に連携して整備
- まちづくりにインセンティブを与える手法等(裏法面の活用、二度移転しなくて済む手法等)により沿川のまちづくりと一体的に整備

通常堤防 [対策前]



高規格堤防 [30H]

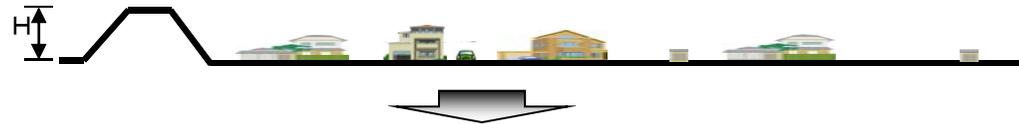


上記以外の現高規格堤防整備区間内における整備

以下のような考え方で堤防強化対策を実施

- 一連区間で必要な堤防強化対策(浸透対策、耐震対策等)を実施

通常堤防 [対策前]



◇堤防強化 [表法面被覆、ドレーン工法]



◇堤防強化 [7H堤防]



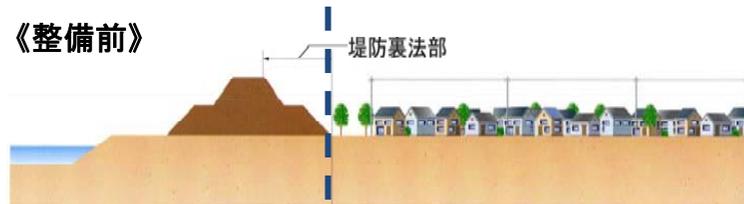
整備促進手法の考え方(案)

以下のような整備促進手法等で高規格堤防を整備

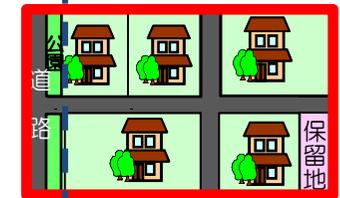
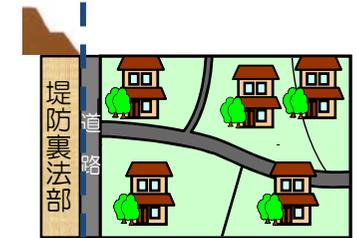
○堤防裏法部の活用(土地区画整理事業の事例)

- ・ 堤防裏法部に土地区画整理事業により整備される公共用地(道路・公園)を集約することにより公共減歩を実質的に緩和し整備促進を図る

《整備前》



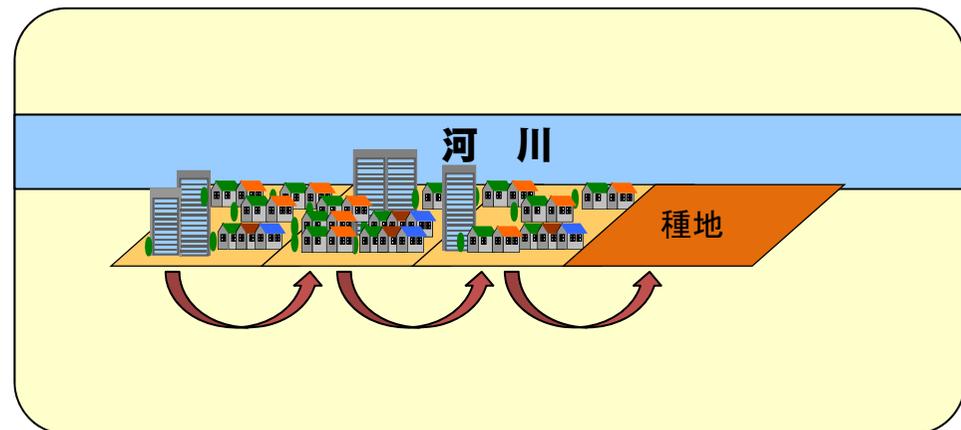
《整備後》



土地区画整理事業区域

○二度移転しなくて済む手法の活用

- ・ 別に移転先用地(種地)を確保し、玉突きで移転(一度移転)することにより、二度移転による移転費用、仮住まい等の補償費用の削減を図る



整備費用の縮減の考え方(案)

以下のような考え方で高規格堤防を整備する費用を縮減

- 上部の土地利用状況に応じて地盤改良を行うなど地盤改良のあり方を検討し費用を縮減
 - 二度移転しなくて済む手法(一度移転)の活用
- など

